

新宿区教育委員会会議録

平成28年第11回定例会

平成28年11月4日

新宿区教育委員会

平成28年第11回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成28年11月4日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時34分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	菊 池 俊 之	委 員	羽 原 清 雅
委 員	今 野 雅 裕	委 員	菊 田 史 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	高 橋 昌 弘	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	大 友 文 敬	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	篠 塚 幸 次		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第 1 第46号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
(案)に関する意見について

### 報告

- 1 平成28年度全国学力学習状況調査の結果について(教育指導課長)
- 2 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について(教育指導課長)
- 3 中学校学校選択制の各学校別状況一覧(平成29年度新入学者)及び平成29年度新入学区立中学校の抽選について(学校運営課長)
- 4 新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について(中央図書館長)
- 5 新宿区立図書館指定管理者の労働環境モニタリングの実施結果について(中央図書館長)
- 6 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成28年新宿区教育委員会第11回定例会を開会いたします。

本日の会議には、菊池委員が遅れて参加という予定でございますけれども、現時点で定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

○今野委員 はい。

---

◎ 第46号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）  
に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第46号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」を議題とします。

それでは、第46号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第11回教育委員会定例会議案概要をごらんいただけますでしょうか。「第46号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」でございます。

雇用保険法の一部改正に伴いまして、同法を引用している規定に関して、所要の改正を行うものでございます。

改正内容の前に、前提として少し補足をさせていただきます。

地方公務員である新宿区職員については、雇用主から一方的に解雇されるといったことがないことから、雇用保険法、いわゆる失業手当の給付などの適用対象となっておりません。ただし、新宿区職員の退職手当に関する条例において、退職したときに給付される退職手当の額が、失業給付の水準に届かない場合につきましては、生活の安定を保障する等の観点から、失業給付に相当する水準まで引き上げるため、通常給付される退職手当に加え、「失業者の退職手当」として別途支給します。条例第13条の関係になります。

具体的には、辞職した職員の退職手当の額が当該失業給付の水準に満たない場合、不足額について、雇用保険法に基づき支給される失業給付の額を退職手当として受給することができるものでございます。

今回、高齢者の就業機会の確保の促進等を目的として、雇用保険法の改正に伴い、「失業者の退職手当」の支給の根拠である条例第13条において所要の改正を行い、雇用保険法の規定に準じたものとしての改正といったものでございます。

改正内容としては、雇用保険法の改正に伴いまして、広範囲の地域にわたる求職活動、これを「広域求職活動費」と言っておりますが、こちらに加えまして、教育訓練の受講なども支給の対象になるものでございます。名称も「広域求職活動費」から「求職活動支援費」という形になったことに伴い、「広域求職活動費に相当する退職手当」から「求職活動支援費に相当する退職手当」に変更などを行うものでございます。第13条第8項になります。

また、65歳以上の失業者に対しまして、雇用保険の失業給付として就業促進手当等が新たに支給されることとなったため、支給条件を満たした者に対して、相当する退職手当を支給するものでございます。

その他に、引用条項の変更や文言整理といった規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、平成29年1月1日でございます。

経過措置として、施行期日の前後における適用関係等について規定するものでございます。

それでは、第46号議案の新旧対照表をごらんください。第13条ですが、第5項の現行規定について下線部を文言整理として削除するものでございます。

また、高年齢継続被保険者という文言を、高年齢被保険者と改正しています。これは、これまで65歳以降に雇用された者については、原則として雇用保険の適用除外となっており、例外的に65歳以前から引き続いて雇用されている者については、これを高年齢継続被保険者として、離職して求職活動をする場合に、手当が一度だけ支給されるものでございます。今回の改正では、雇用が継続していない者についても、雇用保険法の対象となったことから、改正案では、「継続」という文字を削除し、高年齢被保険者というしてございます。

加えて、この件で補足しますと、今回の雇用保険法の改正におきましては、生涯現役社会の実現の観点から、65歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるようにということで、雇用保険を適用していくといった説明がされてきているところでございます。

また、これまでには雇用保険の適用除外でしたので、65歳以上の方には保険料がかかりませんでしたけれども、今後は保険料をお支払いいただくことが必要となります。なお、平成31年までは経過措置として保険料が免除となっております。

次に第2号の規定でございます。現行の下線部、前段とありますが、こちらでも文言整理でございまして、引用するところに当段がなくなったことから削除するものでございます。

また、第6項についての下線部は先ほど申し上げた説明と同様でございます。

続いて、第8項になります。先ほど御説明いたしました文言の名称変更によるもので、求職活動支援費としてございます。

それから、第6号ですが、こちらは今申し上げた名称変更と同じ内容の文言整備といったところでございます。

次に、第9項でございます。これについては、これまで雇用保険が適用されなかった、65歳以上の者にも準用するという規定等となってございます。

第10項以降については、第9項の追加に伴う、項数の整理でございます。

次に、附則でございます。こちらは施行期日に加えて、65歳以上の新たに被保険者となる際の計算の基準日など、本条例の適用関係を明らかにする規定となってございます。

それでは、第46号議案の提案理由でございます。

新宿区職員の退職手当に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

第46号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

○今野委員 改正の趣旨はよく分かりました。職員の方が退職するときに、民間の失業保険の給付水準に達していない場合には差額を措置するということです。適正な改正だと思いますが、具体的に適用されるケースにはどのような場合が考えられるのでしょうか。

○教育調整課長 基本的には、短期間で退職するケースで、退職手当がそれほど出ない場合に該当になるものと考えてございます。

担当部署に確認したところ、余り該当がない事例とのことですが、ただ、そういったケースに対してもしっかり対応していくということが必要だと思いますので、改正をしていくものでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第46号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第46号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

---

- ◆ 報告 1 平成28年度全国学力学習状況調査の結果について
- ◆ 報告 2 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について
- ◆ 報告 3 中学校学校選択制の各学校別状況一覧（平成29年度新入学者）及び平成29年度新入学区立中学校の抽選について
- ◆ 報告 4 新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について
- ◆ 報告 5 新宿区立図書館指定管理者の労働環境モニタリングの実施結果について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告5までについて説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 報告1、平成28年全国学力学習状況調査の結果について御報告いたします。

この調査は、国が本年4月19日に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施したものです。

1の(4)調査内容をごらんください。

調査は大きく分けて、①教科に関する調査と②生活習慣や学習環境等に関する調査が行われました。

教科に関する調査は、国語と算数・数学で実施し、A問題は主として知識に関する問題で、B問題は主として活用に関する問題です。2種類の調査を各教科で実施いたしました。

生活習慣や学習環境等に関する調査は、学習意欲や生活諸側面などに関する質問紙調査、いわゆるアンケート調査であり、児童・生徒と学校に実施しております。

次に、2の調査結果及び分析の(1)教科に関する調査をごらんください。

グラフに示したとおり、新宿区は、小学校は全ての調査について、全国及び東京都の平均正答率を上回っています。中学校は全国の平均を上回っておりますが、東京都の平均値を若干下回っているという結果でした。後ほど、学力調査の結果と概要の取り組みの重点については、詳しく御報告します。

それでは、生活習慣や学習環境等に関する調査の①をごらんください。

新宿区立学校では、ボランティア等による授業補助が充実しており、小学校では「当てはまる」と回答した割合が全国よりも9.7ポイント、中学校は29.4ポイントも上回ってしまし

た。大学生の学生ボランティアや地域協働学校の取り組みによる地域住民のボランティアが積極的に活用されていることのあらわれであり、区の強みと捉え、取り組みの継続と充実を図ってまいりたいと思います。

次に、②をごらんください。昨年度、教育課題研究校で授業のユニバーサルデザイン化に取り組みました。そのことに関する調査項目である、子どもの特性に応じた指導の工夫を行っているかを問う設問です。

小学校では、肯定的な回答が前年度と比較して3.4ポイント、中学校では10ポイント上昇しました。教育課題研究校の研究発表会で提案をした授業のユニバーサルデザイン化の内容が浸透してきたものと考えます。今後、各校の一層の確実な取り組みを進めてまいりたいと思います。

それでは、お手元のA3判の資料をごらんください。

A3判の資料の説明の前に、資料の見方を御説明したいと思います。

大きな表組みの上段には、左から正答率の比較の表、そして横にいきましてグラフ、そして全体の概要を示しております。

国語Aから算数Bまで調査ごとに左の列から「結果」、次に「改善点や課題の分析」、そして「授業における取り組みの重点」を横にまとめており、表の外の右側には、「課題が見られた問題例」をお示ししております。

この資料は、学校の分析の視点とするためのまとめとして作成したものです。左から右に表をごらんいただければと思います。

それでは、小学校から説明いたします。

国語Aの問題です。おおむね良好と言えますが、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」は、他の領域と比べると平均正答率が低くなっています。このような課題を解決するためには、授業における取り組みの重点の基礎・基本の確実な習得にあるように、漢字については、例えば、学習した直後だけではなく、繰り返し計画的に指導し、定着を図ることが必要です。

国語Bについても良好と言えますが、「話すこと・聞くこと」は他の領域と比べると平均正答率が低くなっています。改善点や課題の分析にあるように、大問1の二・三のインタビュー「質問の意図を捉える」「展開に沿って質問する」では、例3のような展開に沿って質問の内容を自分で考える問題に課題があります。

このような課題を解決するためには、授業における取り組みの重点にあるように、話を聞

くときは、話し手の話の目的や意図を捉えながら聞き取り、自分の意見と比較し、自分の考えをまとめるように指導する必要があります。

このような能力は、国語科の指導だけではなく、他教科等の話し合い活動においても適宜指導することで定着が図られるものです。

今後、学校がカリキュラムマネジメントの発想で教育計画を見直すことも必要となってきます。

算数Aの結果、「量と測定」は、全国の平均正答率との差は小さくなっています。特に、「課題が見られた問題例」の例4にお示しした大問9の(2)「基準量と比較量」の関係は正答率が63.3%と、算数Aの全問題中最も低いという結果でした。

このような課題を解決するためには、授業における取り組みの重点の基準量と比較量の指導の充実にあるように、両者の関係を数直線等の図にして捉えさせるなどの指導を繰り返して行くことや、年間指導計画の中で時数を増やして基礎基本の徹底に取り組むことなど、指導計画の見直しも必要となっております。

それでは、中学校について御説明します。

中学校は、およそ平均並みの結果と言えます。

まず、国語Aについてです。国語Aについては、小学校と同様の課題があります。国語Aの結果の欄、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」は、全国及び都の平均を下回っています。

また、改善点や課題の分析にあるように、無解答率が東京都と比べ高く、課題であると言えます。

このような無解答率が高いという課題を解決するためには、授業における取り組みの重点にあるように、基礎、基本の定着はもちろん、日常の授業の中や定期考査等において諦めずに取り組む姿勢を認め、評価していく必要があります。

次に、数学です。A・Bともに「資料の活用」について課題が見られました。特に数学Bの改善点や課題の分析にあるように、「数学的な表現を用いて説明する」設問は、いずれも正答率が低く、無解答率が43.2ポイントという状況でありました。

このような課題を解決するためには、数学の授業の中で生徒が実物投影機などICTを活用しながら、数学的な表現を用いて説明・発表する活動を積極的に取り入れていく必要があります。

以上のように小学校、中学校の学力調査の結果と概要の取り組みの重点をまとめました。

それでは、A4判の資料の裏面、3の結果の活用をごらんください。

各学校の調査結果及び個人表については、文部科学省から9月29日までに届いており、その日以降に児童・生徒に返却されています。

今回、教育委員会の分析結果につきましては、10月の校長会・副校長会等で報告し、区の学力の課題を共有するとともに、各学校での結果分析の視点として活用しています。

今後、各学校では教科ごとに調査結果を分析し、課題解決のための具体的な手だてを検討します。そして、それらを踏まえて、11月中旬までに学力向上のための重点プランの修正を行います。

また、個人表については、個人面談や保護者会などを活用し返却し、個々の課題を解決するための改善策を提示するなど、児童・生徒の学習改善に役立ててまいります。

4の「今後の取り組みの重点」をごらんください。

児童・生徒の考える力や表現する力を高めるためには、児童・生徒自身が主体的に学習する指導を行うことが必要です。区では、現在、次期学習指導要領の方向性を踏まえ、アクティブラーニングを研究主題とし、教育課題研究校で共同研究を進めております。来年度、平成29年度にその成果を発表し、課題と具体的な指導方法等について共有する予定です。

また、第三者評価や学力向上のための重点プランを踏まえ、学校訪問等により実施状況を確認しつつ、各学校に指導・助言をしていきます。

次に、授業のユニバーサルデザイン化につきましては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学力向上重点プランの作成を通して、学校全体の取り組みを推進するとともに、特別支援コーディネーターを中心とした校内研修等を通して、特別支援教育の充実を図っていきます。

なお、今回報告した概要につきましては、区のホームページに11月上旬以降に掲載の予定でございます。

続きまして、報告2、平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、御報告いたします。

本年10月27日に、文部科学省が平成27年度の問題行動等の調査の結果を発表しました。本日は、区の児童・生徒の問題行動等の状況について御報告します。

初めに、暴力行為の件数です。1、暴力行為の把握をごらんください。

平成27年度は、小学校26件、中学校63件が発生しており、平成26年度に比べ減少いたしました。暴力行為の加害児童・生徒を学年別に見ると、小学校は6年生、中学校は2年生が最

も多いという状況でした。

暴力行為の内訳は、小学校は対教師暴力が4件、児童間暴力が16件、対人暴力は0件、器物損壊が6件という状況でした。中学校は、対教師暴力が5件、生徒間暴力が34件、対人暴力が3件、器物損壊が21件でした。

前年度と比べ、暴力行為は全体的には減少したものの、小学校では、対児童間暴力は前年度の6件から16件に増加しました。その要因は、ある特定の児童が友達に対して暴力行為を繰り返したということによるものです。学校は保護者に協力を依頼するとともに、組織的に対応し、現在のところ家庭の協力により、昨年度のような対児童間暴力は発生していないということです。

中学校の暴力行為の件数は、ほぼ前年度と同様の傾向が見られました。前年度よりも器物損壊の件数が6件減少しました。学校の取り組みにより、規範意識が向上してきたことのあると捉えています。

暴力行為については、特定の児童・生徒が繰り返す傾向も見られますので、保護者や関係機関等と連携した個別指導や支援を学校問題支援室と連携しながら、引き続き実施していきます。

また、児童・生徒自身が自分の感情をコントロールする力を育成するために、教員の対応力を高める教育相談研修や、生徒指導主任会などでの情報共有や研修を継続していきます。

続きまして、2の不登校児童・生徒の人数について御報告します。

小学校は35人、中学校は79人という状況で、前年度と比べ増加しました。区立学校の不登校出現率は、小学校が0.32から0.42に上昇し、中学校も2.61から2.79に上昇しました。ただ、東京都の不登校出現率と比較すると、小学校は0.07、中学校は0.54ポイント下回っています。

不登校の要因についてですが、本人に係る要因につきましては、小学校、中学校ともに「無気力の傾向がある」が最も多く、小学校では16人、中学校では28人でした。この「無気力の傾向がある」とは、例えば無気力で何となく登校しない、迎えに行ったり強く催促したりすると、登校するけれども長続きがしないという児童・生徒のことです。

無気力な傾向が多いことから、今後はhyper-QUなどの結果を活用しながら、学校生活での満足度の低い児童・生徒に対して早期に対応することや、保護者との個人面談や、スクールカウンセラーとの相談の充実を図るなど、家庭との連携を図っていききたいと思います。

不登校児童・生徒の学年別内訳は、2の(2)にお示ししたとおりです。いずれの年度も学年が進行するにつれて、児童・生徒の数が増えていくという傾向があります。特に中学校

に入学後、不登校数が増加するという傾向は、ここ数年変わりません。本年度から、全校で小中連携の日を設定し、小学校と中学校の教員が授業参観や協議会等を通して相互理解を図り、円滑な接続と連携の取り組みを進めているところです。

今後も、小中連携の取り組みの充実を図り情報を共有することで、不登校の未然防止に努めていきます。

次に、3のいじめの認知件数についてです。

いじめの定義は、児童・生徒に対して当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係のある他の児童・生徒が行う心理的な、または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものとなっています。いじめられる側の立場に立って把握するというスタンスです。

いじめの認知件数につきましては、小学校では増加、中学校では減少しました。

いじめの認知件数については、軽微ないじめも見逃さないこと、いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないことなど、学校に説明をしてきたことから、小学校においていじめの件数が増えたことは、肯定的に捉えています。

今後とも、学校が積極的にいじめを把握するよう働きかけてまいります。

いじめの対応については、複数回答ですが、小・中学校ともに最も多いいじめの対応は、冷やかしかからかい等の言葉によるもので、小学校では119件、中学校では51件でした。

全職員がいじめの定義を正しく理解し、軽微ないじめを含め確実に認知するとともに、子どもたち自身がいじめ問題の解決に向けてみずから考え、話し合い、行動できるようになるための指導を工夫したり、生徒会役員会の交流のテーマとして話し合ったりする取り組みを進めていきます。

なお、いじめ発見のきっかけですが、小・中学校ともにアンケート調査など、学校の取り組みによるものが最も多く、小学校は121件、全体の約60%、中学校は24件、全体の31.6%となっております。

現在、6月と11月と2月にふれあい月間のアンケートを実施しています。加えて、同時期にhyper-QUも実施していますので、アンケート結果につきましては、必ず担任だけではなく、組織的に内容を確認するよう指導しています。

引き続き、担任の先生が1人で抱え込まず組織で対応することで、早期のいじめの発見に努めたいと思います。また、スクールカウンセラーにより、小学校5年生と中学校1年生は全員面談を実施しています。このような取り組みを継続し、担任以外の職員にも相談しやす

い体制づくりも進めていきます。

最後に、いじめの解消件数ですが、認知件数、解消とありまして、解消の数値を認知件数で割り返したものでございます。小学校は解消した件数が164件、全体の82.4%、前年度の77.4%から5ポイント上昇いたしました。中学校では62件、81.6%で、前年度の66%から15.6ポイント上昇いたしました。

ただ、いじめについては、一旦解消したと思っても、また繰り返す可能性がありますので、学校には注意深く見守るように指導しています。

最後に、児童・生徒の問題行動につきましては、学校だけの取り組みでは解決が困難な事例が少なくありません。教育委員会を初め、家庭や関係機関との連携が重要なポイントとなっております。子ども家庭支援センターや警察、児童相談所を初め、関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの円滑な連携が行われるよう、学校問題支援室を中心として丁寧な対応を心がけ、問題行動の未然防止や解決に努めてまいりたいと思います。

以上で報告を終わります。

○**学校運営課長** 報告3の中学校学校選択制度の学校別状況一覧（平成29年度新入学者）及び平成29年度新入学区立中学校の抽選について、御報告申し上げます。

平成28年10月31日現在、新宿区内の新入学予定者は1,521名、昨年度より7名減ってございます。そして、選択希望者が256名、昨年は284名でしたので、28名の減でございます。選択希望者の割合につきましては、平成29年の新入学は16.8%、昨年度が18.6%で過去の中で最も低い割合となっております。

なお、B欄の括弧書きの数字につきましては、現在、2年生以下の兄弟が在学している場合に限り、他学区域の児童であっても選択できるようになっています。これにつきましては、平成25年度新入学児から学校選択制の抽選時の兄弟姉妹の優先取り扱いの廃止に伴う経過措置でございます。経過措置としては平成29年度が最後となります。

また、黄色い網かけの学校が今回の抽選対象校となった学校でございます。西早稲田中学校と新宿西戸山中学校の2校でございます。

別紙2をごらんください。

平成29年度新入学区立中学校の抽選について御説明いたします。

抽選基準につきましては、表のA欄でございます。過去3年間の通学区域内の転入者数、それから外国籍生徒の増減、国私立への入学者等の増減等のデータから、今後、通学区域内

に転入生が入学しても、受け入れ可能数を上回らないと考える生徒数を学校ごとに算出したものでございます。その結果、今回の抽選対象校は西早稲田中学校、新宿西戸山中学校の2校となっております。昨年度に比べて1校の減で、牛込第一中学校が抽選対象校から外れてございます。

この表の見方でございますけれども、選択結果後の入学希望者B欄のうち、通学区域内の生徒及び兄弟優先対象生徒C欄を除いた人数が、抽選対象者D欄となっております。

西早稲田中学校は抽選基準194名に対し、通学区域内の生徒及び兄弟優先の対象生徒178名ですので、その差が16名となります。そのため、35名の抽選対象者のうち、16名の方が当選となり、残りの19名が補欠となります。

一方、新宿西戸山中学校につきましては抽選基準181名に対しまして、通学区域内の生徒及び兄弟優先対象生徒は199名と上回っておりますので、抽選対象者30名全員が補欠となるものでございます。

選択理由として多かったものでございますけれども、クラブ活動の充実や学校公開の際に好印象をもったことなどでした。

抽選につきましては、平成28年11月11日金曜日の午前9時から実施しまして、その結果を11月17日に発送する予定でございます。

また、補欠の繰り上げにつきましては、平成29年2月17日に実施する予定でございます。以上でございます。

○中央図書館長 それでは、報告4でございます。新宿区立図書館指定管理者の事業評価の報告でございます。

資料に基づきまして報告させていただきます。

事業評価の目的でございますが、指定管理者が実施いたしました、今回は平成27年度の管理業務について適正に行われているか、また、サービス向上がなされているかなどを検証して、今後のサービス改善につなげていくものでございます。

評価対象につきましては、指定管理図書館8館で、それぞれ指定管理者は右に記載のとおりでございます。今回は2年目ということで、評価者につきましては、内部委員4名の評価組織で評価を行いました。

評価につきましては、記載のように1回から5回の会議を行いまして、現地視察等も行っております。

それでは、評価結果でございます。次の評価冊子をお開きいただきたいと思います。と存じます。

2 ページをお開きください。

評価の概要です。

まず、評価組織でございますが、内部委員は4名。中央図書館長、教育委員会事務局教育支援課長、中央図書館資料係長、こども図書館長でございます。

評価の実施・日程は、先ほど御説明のとおりでございます。

3 ページにまいりまして、評価の項目を、施設の運営に関すること、利用・サービスに関すること、施設・設備の管理に関すること、管理運営経費に関すること、事業に関することの項目、5項目としてございます。

評価対象につきましては、先ほど説明のとおりでございます。

次に評価基準でございます。

各指定管理者から提出されました事業報告書、それから、各館で行いました利用者アンケート、それから、各館の自己評価、各館の視察、そして今回、各館に実施した立入検査、また覆面調査の実施報告につきましても、評価対象としてございます。

評価の方法でございますが、各委員が評価点により評価を行いました。

評価点につきましては、4点から1点ということで、評語としては、最高4点が優良、3が良、2が適当、1が課題ありという評語でございます。

次のページにまいりまして、4ページでございます。

まず、個別評価を行いまして、評価委員会で個別評価の点数を決定いたしました。その上で各委員の総合評価を踏まえて、総合評価は各個別の項目の単純な平均ということではなくて、総合評価自体も各委員で点数をつけているものでございます。

全体の評価といたしましては、3.5以上が優良、2.5以上3.5未満が良、1.5以上2.5未満が適当、1.0以上1.5未満が課題ありということでございます。

次の5ページから各館の概要の説明につきましては、省略させていただきまして、14ページをお開きください。

各指定管理者、図書館ごとの評価結果でございます。

5項目の内訳です。施設の運営に関することは職員体制のほか6項目、利用・サービスに関することについては、御意見・御要望の対応ほか8項目、それから施設・設備の管理に関することが、施設・設備管理ほか3項目、管理運営に関する経費につきましては、適正な会計等2項目、事業に関することにつきまして、ここに記載の項目で評価しております。

まず、四谷図書館でございます。

指定管理者が紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体でございます。

全体を通じまして、総合評価1.8ということで、全体の評価は2ということで、適当という評価でございます。

全体として、教育委員会が求めている業務要求水準に達していますが、障害者への対応、資料検索についての改善点を指摘してございます。

次に、15ページ、鶴巻図書館でございます。指定管理者が株式会社図書館流通センターでございます。

こちらにつきましては、各個別評価は記載の点数のとおり、総合評価も1.8ということで、全体評価としては2、適当であるという評価でございます。

特に、適正な労働環境の確保、省エネルギーに関する取り組みに改善を指摘してございます。

次に、16ページ、西落合図書館でございます。こちらは、指定管理者が紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体でございます。

総合評価につきましては1.8、全体評価2ということで、適当であるというところでございますが、省エネルギーに関する取り組み、それから予算の計画的な執行について改善を指摘してございます。

それから次に17ページ、戸山図書館でございます。指定管理者が、株式会社図書館流通センターでございます。

こちらも総合評価につきましては2.3ということで、先ほどの評語の基準どおりでいきますと、2ということになってございます。適当であるというところでございます。

こちらも、適正な労働環境確保、それから貸し出し件数増に向けた努力を期待するという評価をしてございます。

次に北新宿図書館、18ページでございます。こちらは指定管理者、ミライト・リブネット共同事業体でございます。

こちらにつきましても、総合評価が1.8で、全体評価2、適当であるというところでございますが、安定した雇用に向けた取り組み、それからレファレンスについて、より満足度の高い取り組みに努力を期待するというような所見を記載してございます。

それから次に19ページ、中町図書館でございます。

こちらは指定管理者、丸善雄松堂株式会社でございます。こちらも総合評価1.8ということで、全体評価2でございます。

こちらにも安定した雇用と適正な労働環境の確保、満足度の高いレファレンスに向けた取り組みに改善点を指摘してございます。

続いて、20ページでございます。新宿区立角筈図書館でございます。

こちらは指定管理者、株式会社図書館流通センターでございます。

こちらにも総合評価2.0、全体評価といたしましては2ということでございます。適当であるという評価でございますが、労働環境の確保に向けた取り組み、また家庭配本のPRの取り組みに期待しているという所見を記載してございます。

そして、最後になります。大久保図書館でございます。紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体が指定管理者でございます。

こちらにつきましては1.8というところで、全体の評価2でございます。障害者への対応、それから資料検索についての改善点を指摘してございます。

以下のページには要綱、それから要領について掲載してございます。

大変雑駁でございますが、指定管理の事業評価報告書につきまして御報告させていただきました。

続きまして、報告5、新宿区立図書館の指定管理者の労働環境モニタリング実施結果につきまして、御報告いたします。

こちらにつきましては、指定管理者の導入施設において、その業務が適正な労働環境のもとで行われることによって、公共サービスの質の向上を図っていくものでございます。指定管理期間の2年度目に当たる平成27年度に、労働環境のモニタリング調査を行いました。

評価対象施設につきましては、指定管理図書館8館でございます。それぞれ右のほうに指定管理者が記載してございます。

調査期間といたしましては、平成27年6月16日から10月7日。それから、9月4日から12月22日にかけて、評価結果表を作成し、改善提案を行って、それについての改善がなされているかどうかの点検を行った上で、報告書をまとめてございます。

調査の方法でございますが、社会保険労務士会新宿支部に委託いたしまして、次のような(1)から(3)の調査及び(4)の助言を行い、(4)の助言に基づき、社会保険労務士とともにフォローアップを行って、確認してございます。

まず、書類確認・事前質問シート、それから団体管理部門へのヒアリング、それから次のページにまいりまして、現地調査、そして調査結果をまとめて改善案を提示し、フォローアップを行うものでございます。

モニタリング調査に当たっての7つの視点でございます。

まず、1点目が雇用契約と協定、2点目が安全衛生関係、3点目が労働時間の管理、4点目が給与計算、5点目が各種保険加入の手続、6点目が法定帳簿等の整備状況、7点目がワーク・ライフ・バランスへの取り組み状況でございます。

以下、各館の主に指摘されたところと改善内容につきまして御報告いたします。

まず、視点の1点目の雇用契約と協定につきましては、パート労働者の労働条件通知書に、相談窓口に関する記載がなかったというところが、北新宿と中町でございます。

こちらにつきましては、相談窓口を明示した文書を整備したというところで、改善点を確認してございます。

2点目の安全衛生関係につきましては、定期健康診断が行われていない社員がいたということで、鶴巻、戸山、角筈でございます。

そしてまた、雇い入れ時の健康診断が実施されていなかったケースがあったということで、北新宿、中町でございます。

それから、衛生推進者の周知がなされていなかったというのが中町でございます。健康診断の未実施者につきましては、健康診断実施を促して、申し込み完了の確認を行ってございます。

また、健康診断の結果通知書を受領する、もしくは雇い入れ時に健康診断を確実に実施するといった改善措置も確認してございます。

それから、衛生推進者につきましては、掲示と口頭により職員に周知したというところがございます。

次のページにまいりまして、労働時間の管理でございます。

年次有給休暇の取得率が低く、年次有給休暇の取得に向けた取り組みが不十分であったところ、これは北新宿でございます。

それから、一斉休憩の適用除外協定を締結することなく、休憩が交代制により付与されていたところとして中町でございます。

それから、休日出勤したパート労働者が指定日に年休を取得できなくなるケースがあったのは中町でございます。

また、欠員の状態があり、年休の申し出がしにくい形になっていたとして、中町。それから、職員全体の取得率は全国平均を上回っているが、一部の職員について年休取得率が低くなっていたとして、大久保でございます。

こちらにつきましては、労使協定を締結して、有給休暇の計画的な付与を実施するような措置を講じたといったところでございます。

それから、一斉休憩の適用除外の協定書を作成・締結したといった改善。

それから、法定休日に出勤した場合には、休日出勤制度を適用するものとするか、指定された週において、年休指定日以外の労働日を休日に振りかえるものとしたという措置。

それから、有給休暇の申し出があった場合に有給休暇が取得できるよう、人員配置をしたというところ。それから、取得に向けた促進要因として、シフトの作成時に本社の担当者確認の段階において配置人員に余裕がある日があるときには、低い職員に対して取得を勧奨するような取り組みを行っているというものでございます。

以上、これらにつきましては前年度でございますが、今年度につきましても、引き続き、各指定管理者にはこれらの改善が図られているかどうかの確認を行っているものでございます。

以上でございます。

○**教育長** ありがとうございます。説明が終わりました。

では、報告1について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○**今野委員** 2ページ目のところで、授業のユニバーサルデザイン化の取組について、前回よりも大分よくなったということでしたけれども、まだ都や全国からすると低いということで、課題があるのかなと思います。ユニバーサルデザイン化の取組というのは、具体的にはどのようなことがあるのでしょうか。

もともとは、一人ひとりの子どもが教育を受けやすいあるいは取り組みやすいというような、一人ひとりに目を当てた取組だろうと思います。分かりやすい例では、どのような工夫があるのか、お聞かせいただければと思います。

○**教育指導課長** 昨年度のユニバーサルデザインの研究の中で、例えば教室環境の整備では、学校独自の取組として、椅子の下にテニスボールをつけて音の刺激を減少する、黒板の上のところにさまざまな掲示が張っていると、どうしても視覚的に注意力散漫になってしまうので、掲示を学校として統一して減らしていくという取組をする、あるいは、授業の始まりに学習の流れを示してから授業に取りかかるといった取組を、授業のユニバーサルデザイン化ということで、具体的に取り組んでいるところです。

○**今野委員** ありがとうございます。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかにごございますでしょうか。

それでは、私から。今のユニバーサルデザインですが、中学校では、「よく行った」が新宿区、0.0%となっています。これは、まだまだ取り組むことがある、という謙虚のあらわれなのか。どのように捉えればよいのでしょうか。

○教育指導課長 この調査は1校につき1枚ずつ回答していますが、本区の中学校でいきますと、8校が「どちらかといえば行った」、2校が「あまり行っていない」という回答をしています。「よく行った」と回答するには、1つの学年だけではなく、全校でできているかという、そこまでには至らないということで、やや控え目な回答をしているものと受けとめています。

ただ、私どもとしては、全校の取組にするようお願いしていますので、「よく行った」という回答がさらに増えるように働きかけていきたいと思っています。

○教育長 各学年、各クラスで、やっていないクラスがあれば、それはよく行ったとは言えない、そういった回答が寄せられたのではないかと、そういった理解でよろしいでしょうか。

○教育指導課長 そのように受けとめております。

○今野委員 そうすると、厳しく数字にとらわれてもいけないですね。

○羽原委員 僕は、新宿区は遠慮があるのかな、と良い解釈をしています。

○教育長 ほかに、報告1について御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 では、他に御質問なければ、報告1の質疑を終了させていただきます。

次に、報告2について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○羽原委員 一つは本人の無気力の問題です。このことについて親の絡みが全体的にはどういった傾向なのかと。つまり、子どもが無気力になるというのは、やはり生活環境から来る影響が大きいのではないかと思います。

それから、全体として、いじめとか暴力行為とか、調査対象についての学校側なり先生方が広く対象となる事例を捉えたことによる数字的な増加と、実態的な変動との差です。数字だけの変動なら問題ないが、その数字に伴う実態というものが、もし改善されてないとなればどうということなのか。

それから、アンケートである程度つかめたということですが、アンケートで分かったというのは、時間差ができていくということでもある。その前に担任や学校側の気づきで対応したということなのか、それともアンケートを見るまでは分からなかったのか、そのあたりを教えてください。

○教育指導課長 不登校の要因について、無気力によるものが多いが、学校に起因するものなのか、あるいは家庭の関係はどうかというお尋ねです。

この調査の中で無気力の傾向があるというお子さんについては、複数回答で学校に対しさまざま答えています。その中に無気力の傾向が学校に起因するものでもあり、家庭に起因するものでもあるという、家庭に係る状況について回答しているものが、小学校では16件中8件で、約半分は家庭も何かしら関係しているだろうというものです。

中学校におきましては、無気力に関するものが44件ある中で14件、家庭も何らかの関係があるだろうという回答をしております。

不登校が解消したケースを尋ねてみたところ、保護者がスクールカウンセラーとつながってさまざまな悩みを伝えていくうちに、だんだん子どもも学校復帰できるようになったというケース。教育センターに教育相談室がありますが、そこに親子で相談する中で、登校復帰につながったという事例がございます。家庭への支援というものも、重要なファクターとして今後捉えていかなければいけないと考えております。

2つ目に、学校の感度はいかがなのか、実態との違いについてのお尋ねでございます。

小学校のいじめの認知件数が増えたことは好ましいことと捉えておりますが、学校によって温度差があることも事実です。たくさんはいじめの疑いも含めて報告している学校もあれば、なかなかいじめとして報告してこない学校もあります。これについては、校長の意識も含め改善を図っていきたいと思っています。

最後に、いじめの発見のきっかけについてです。これは東京都も全国もアンケート調査による取り組みによって発見したというのが最も多く、学校の中では学級担任が発見したというものが2番目に多く、小学校では18件、中学校では8件です。

一方、学級の職員だけではなく、学校外の方、つまり当該の保護者からの訴えもあり、それについては、小学校では29件、中学校においては10件。また、本人からの訴えについても、小学校では19件、中学校の方が本人からの訴えが多く、28件です。アンケートだけではなく、学校のいじめ認知の状況からすると、本人や保護者からの訴え、あるいは学級担任の教員が気づいたというのがいじめ発見の状況です。

○羽原委員 一般的には、子どもに絶えず接するわけだから、担任なり学校側が関知した事例が多いのが普通ではないかなと思っています。しかし、それがアンケートというところ、アンケートをとるまでにどういった状況にあるのかと。担任が報告対象にしているかどうかという問題もあるけれども、本来なら担任がまず最初に気づいてというところでないかと。アンケ

ートが一番多いということが少し意外な印象を受けています。

これは改善するののかということは難しいかもしれないが、先生方の気づきということが何よりも最大のメリットにならなければいけないのではないかと、僕はそう思います。

それから、無気力の問題は、中学生については分からなくはないけれども、小学生が無気力になるというのは、本人の資質の問題というよりも、何が原因かということをよく数量的にも分析する必要があるのではないかと思います。無気力という意味合いがよく理解できないのですが、無気力の子どもがいる以上は原因が何たるかという分析を数字上の数の問題ではなく、質に立ち入るような分析をしっかりとする必要があるのでないかと思いました。

統計については、校長をはじめ先生方の感度が上がった、センスが身についてきたという意味では、いじめの件数が多くなっていいと思う。まだ安定してない数字だろうとは思いますが、報道を見ていても、増えることについて理解ができてきた。昔のように、いじめが増えたことで教育現場が悪いという論調ではなく捉えているので、そこは非常にいいと思っています。

ただ、やはりまだ隠したいという心理は働くだろうと思います。ただ、それを率直に明らかにして、なおかつその内容的分析をしっかりとしていく、それが今後の対応策になると望ましいなという印象です。

**○教育指導課長** いじめの発見につきましては、第一発見者が担任であるようにと私たちも願っていますが、なかなか見えにくいものがあります。暴力であれば大変目に見えやすいのですが、見えにくいいじめというのが子どもたちの中にはどうしてもあります。最近は特にSNSを使った誹謗中傷などもあり、見えにくいいじめが増えています。

そんな意味でも、いじめられた本人が、これはいじめであるとはっきり伝える機会として、アンケートというのはとても有効な方法の一つであろうと思っています。ただ、日常の子どもの観察の中で表情が曇っているとか、元気がないといったときに、先生が「どうしたの」と声をかける対応から、いじめの発見が進むということもありますので、ぜひそれは学校に伝えていきたいと思っています。

また、無気力につきましては、私もこれまで子どもたちとかかわってきましたが、ある日突然学校に来られなくなってしまってお子さんも、中にはいます。こちらも全く理由がわからない。いろいろ話を聞いても、結局本人が言語化できない状況があり、理由が言えません。おそらく、本人もなぜ行けないのかということが分からない悶々としたものがあるかと思います。

ですので、言語化できないところをカウンセラーの力も借りながら、あるいは保護者にも

話を聞きながら、どうすればその子がエネルギーを持って学校に来られるのか。保健室登校から始めるとか、学校はさまざまな工夫、努力をしていることと思いますので、無気力になる前に私たちも手を尽くしていきたいと考えております。

○羽原委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかには。どうですか、菊池先生、小学生の無気力についてのお話が出ましたが。

○菊池委員 本人の気持ちは分かりませんが、学校が楽しい場であれば行くのかなと思います。その辺を踏まえて、スクールカウンセラーとか、親子で行くってとてもいいと思います。本人のことを聞き取ってあげれば、何が楽しくて何が楽しくないのか。やはり何か楽しいことがないと、人間って無気力になるのかなと思います。だから、何か楽しいことがあれば気力が湧いてくるのかなと思います。

○教育長 ありがとうございます。それでは報告第2についてよろしいでしょうか。

○菊田委員 不登校になって、学校と本人が離れても、学校は見放さないでいてもらいたいなと思いますが、何日以上を不登校の状態と呼ぶのでしょうか。それから、不登校になった場合に学校からの働きかけは、先ほどスクールカウンセラーが面談したりとか、適応教室を利用したりというお話が出ましたけれども、ほかに不登校対応というのはどのようなことをなさっているのか教えてください。

○教育指導課長 長期欠席児童・生徒と一般には言いますが、年間連続して、または断続的に30日以上欠席したお子さんのことを長期欠席児童・生徒とし、その理由によって、病気や経済的理由以外のもの、そして、その他以外のものは一応不登校という設定になっています。

不登校児童・生徒へのかかわりについては、カウンセラー以外にメンタルフレンドと言って、自宅まで迎えに行ってくれる方であるとか、また、つくし教室（適応指導教室）があります。つくし教室も「来られたらおいで」という位置づけで、通室することからまず始めるという弾力的な対応をしております。

今、不登校の児童・生徒がなるべく外部との接触が持てるようにということと、あとは、子ども家庭支援センターなどとも連携しながら対応しているところです。

○菊田委員 ありがとうございます。メンタルフレンドというお話が出ましたが、それはどういう方がなさっていらっしゃるのでしょうか。

○教育支援課長 メンタルフレンドですが、先ほど話の出たつくし教室に指導員が数名おまして、こちらの指導員が要請に応じて自宅を訪問するといった形で対応しております。

○菊田委員 ありがとうございます。

○羽原委員 新聞記事か何かでしたが、不登校については、いわゆる30日では対応が不十分だから、90日間に広げて統計をとるといった内容で、僕はいいなと思って見ました。つまり30日間べったりということではなく、途切れても90日間で見えていくという、この方法のほうが現場的には妥当ではないかなと少し思いました。

○教育指導課長 30日以上欠席、長期欠席児童・生徒というのは変わりませんが、今回、調査の中でももう少し不登校の児童・生徒の状況をきめ細かく調査するというので、30日以上欠席の児童・生徒に加えて、90日以上欠席する児童・生徒の数や出席日数が10日以下の児童・生徒の数、また出席日数がゼロ日の児童・生徒の数もあわせて調査するという、きめ細かな調査になっています。

○教育長 よろしいでしょうか。

○羽原委員 はい。

○教育長 よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、報告2については質疑を終了させていただきます。

報告3について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○羽原委員 中学校の生徒数ですが、全体として通学区域内の生徒数から他校選択の子どもを引いても、なおかつ受け入れ可能数を超えているという状態です。通学区域としていながら、あふれて違う学校へ行くという、そういったケースもあるのですか。

○学校運営課長 受け入れ可能数1,320名に対して1,521名と、全体としては上回ってございますが、国私立に行く生徒数は学校ごとによって違ってはいますが、今のところ、受け入れ可能数を上回るということはありません。

例えば抽選対象校になってございます、西早稲田中や新宿西戸山中も、昨年の場合、通学区域197名に対しまして、結果としては210名でございました。しかしながら、最終的には133名の入学者となり、この受け入れ可能数の範囲におさまってございます。

○羽原委員 なぜそれを聞いたかという、もちろん通学区域内の子どものうち、私学に受験していく子がいる。なおかつ、収容し切れない子どもが出ているように、数字の上でね。もしそういうことがあると、それは通学区域の問題に課題があるのか、あるいはトータルとして受け入れられないという学校の各地域の子どもたちの数にマッチした教育施設を持っていないという行政的な責任の問題があるのかなと思、それで聞きました。

○**教育長** 西早稲田中学校と新宿西戸山中中学校で、抽選基準の数が違うので、ここを御説明していただければと思います。

○**学校運営課長** 今教育長からございましたけれども、別紙2の抽選の表の抽選基準の数が違ってございます。この西早稲田中が194名、それから新宿西戸山中が181名と異なってございます。これは先ほど概略で申し上げましたように、外国人の数、それから主に国私立に進学する生徒の数が学校ごとに相当違ってきます。減要因として考えられる各学校の国私立に行く生徒数は過去3年の最小値をとってございまして、増要因としての外国籍の方、それから転入等の数は最大値をとることで、学区域ごとにこの抽選基準が若干異なっているというものでございます。

学校選択制度の中で、受け入れ可能数を上回るような選択結果の表が毎年出てきているところもございまして。ただ、過去においても、学区域の人数だけで入学者数が受け入れ可能数を上回るということはございませんでした。

また、先ほどの説明について訂正でございます。中学校の学校選択状況の説明の中で、B欄の兄姉のところでございます。兄姉のところ、現在2年生以下の兄姉が在学している場合のB欄の括弧内の数字の説明でございますけれども、現在、2年生以下の兄姉が在学している場合選択できるようになっておりまして。それにつけ加えて経過措置という話を少し間違えて説明いたしました。これは小学校の場合は経過措置が最後の年であって、中学校は引き続きこの2年生以下の兄姉が在学している場合にも、選択できるといったところがございます。失礼いたしました。

○**教育長** ほかによろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** それでは、報告3については質疑を終了させていただきます。

次に、報告4と報告5は関連しますので、一緒に質疑をしたいと思っております。御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○**羽原委員** いわゆるブラック企業がなくてよかったなと報告5のほうで思いました。ただ、労務状況で北新宿はまだ、参入新しくてということですかね。つまり有給休暇はとるようにしなければいけないし、もう一つ、雇用のときに健康診断をしていないというのは少しまずいと僕は思います。

○**中央図書館長** 中町と北新宿でございます。もともとのこの労働環境モニタリングの中町の該当部分につきましては、全員やってなかったというわけではないのですが、安全衛生関係

では、一部の職員について、雇い入れ時の健康診断が行われていないことから、評価としては三角ということで、改善指摘というところがございます。これにつきましては、きちんとやるよというところで、今年度につきましても申し入れをしているところがございます。また、その履行についても、毎年きちんと確認して、こういったことがないように指導を徹底していきたいと考えてございます。

○羽原委員 非正規の方が多いため、結核などがあつた場合、子どもも利用するので、1人2人の問題で、それが広がるということもあるので、これは厳密のほうがいいと思います。雇い入れの際に健康診断をしていないのは余り望ましくないと思いました。

○菊池委員 おっしゃるとおりです。これには、そういう問題があります。雇い入れ時の健康診断は自分で受けて、健康診断書を持てきます。それを徹底しないといけない。働いたことで、健康状態が悪くなったかどうかを比較するためにも、事前の健康状態をしっかりとチェックしておくということがすごく大事なことで、これは徹底すべきものです。

○教育長 ありがとうございます。

○中央図書館長 御指摘ありがとうございます。そういった趣旨も踏まえて、ここだけではなく、全ての指定管理者にもそういったことは指導を徹底していきたいと考えてございます。

○古笛委員 報告4に関してですけれども、評価の中で同じような苦情や要望が繰り返し見受けられるとか、それから障害者対応などができていない、スロープが滑りやすいとかがあります。評価の段階でこういった話が出てくる前に、何か同じことを繰り返しているというのであれば、別の方法でこういったことを把握できて改善するということができないのかという点は、すごく気になりました。

○中央図書館長 苦情につきましては、毎月月次報告を行い、全館で共有する仕組みをつくってございます。

確かにおっしゃられるように、こちらでも改善点について指摘しているのですが、指定管理者が十分に対応できていなかったといったところです。我々も徹底するように指導してこなかったというところもありますので、今後は注意深く対応していきたいと思っております。

○羽原委員 少し離れるかもしれないけれども、パートで働いている従業員の人は何十人かになります。仕事に対して対価を求めるという意味ではなくて、その仕事自体への熱中度、関心の高さ、意欲、こういうのはどうですか、全体として。

○中央図書館長 直接のインタビューや調査をしたということではありません。しかし、例えば中央図書館において、あるいは各地域図書館において、地元の方がパートで雇用されたり、

また、外国籍の方がパートで雇用されたりということで、もともと図書館や、そういった本を扱うといったことに興味関心が非常に高い方が応募なさっているということは聞いてございます。募集をかけても、パートというのは割とすぐに埋まるということも聞いてございますので、そういったところから仄聞するに、意欲はそんなに著しく低いとかそういうことはなくて、むしろ高い意欲を持って勤めてらっしゃるのかなと思っております。

○羽原委員 安心しました。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに。

○菊池委員 評価の点数ですけれども、平均で2点ぐらいですけれども、よく見ると1.8が多くて、新宿区立戸山図書館の株式会社図書館流通センターがよく見ると2.3で、結構いい評価ですよ。全体評価では同じ2点になってしまいますが、あともう2館も、図書館流通センターはいいですよ。その辺の相互の改善とか、何か強みとか弱みとかはあるのかもしれませんが、その辺の評価で最大0.5点ぐらい差があると思いますけれども、結構大きいですよ。その辺はそんなに問題にならないということでしょうか。会社によって多少違うような気もしますが、いかがでしょうか。

○中央図書館長 やはりこういった図書館サービスについては、一定の専門性なり、そういった利用者サービスの最前線に当たるわけですので、その事業体の本部の研修体制であるとか、その辺の工夫などが影響しているのかなというところでございます。

今回、図書館流通センターについては比較的良好な点数ということですが、全体的には今回は少し厳し目に評価されています。これを契機に他の事業体についても研修体制を新たに構築するといったところにも着手してございますので、引き続き継続的にモニタリングすることによって評価がだんだんと上がっていくようにしていきたいと思っております。

○羽原委員 早めの対応をお願いします。

○菊池委員 教科書は熾烈なしのぎ合いをしているので、図書館のほうでもそういう競争が生まれればよくなっていくという部分もあると思います。いいところを取り入れていくことができればいいなと思います。

○教育長 ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、質疑を終了させていただきますが、古笛職務代理者からいただいた御意見については、私ども事務局として改善できる点について期限を切ってきちんと改善していきたいと思っております。事業報告書で評価された途端に直るというようなことをしないように、

しっかりと普段から期限を意識した進め方をしていきたいと思います。特に施設の改善等々については、改善までの間に利用者が困っているというわけにはいきませんので、事務局全体としても、ほかの部分も含めて注意していきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

ほかになれば、報告4及び報告5については終了させていただきます。

---

◆ 報告 6 その他

○教育長 次に報告6、その他ですけれども、事務局から報告事項があるでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

◎ 閉 会

○教育長 特にないということですので、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

午後 3時34分閉会